

中間市部落差別をはじめあらゆる差別の解消の推進に関する条例

平成10年10月1日条例第19号

改正

平成31年3月11日条例第3号

中間市部落差別をはじめあらゆる差別の解消の推進に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、国民に基本的人権を保障し、法の下での平等について定める日本国憲法、部落差別は許されないものであるとの認識の下、部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会の実現を目指す部落差別の解消の推進に関する法律（平成28年法律第109号）、障害の有無によって差別されることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）をはじめとする差別解消を目的とした法令及び「すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。」と定める世界人権宣言の理念にのっとり、部落差別をはじめ、女性、高齢者、障害者に対する差別その他あらゆる差別や人権侵害をなくし、市民及び事業者（以下「市民等」という。）の人権意識の高揚を図り、もって市民等による人権擁護の確立された差別のない「人にやさしい、愛のまちなかま」を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 市民 市内に居住する者及び通勤又は通学する者をいう。

(2) 事業者 市内において事業活動を行う個人、法人又は団体をいう。

(市の責務)

第3条 市は、第1条の目的を達成するために必要な施策を総合的に推進するよう努めなければならない。

(市民等の責務)

第4条 市民等は、この条例の本旨を理解するとともに相互に人権を尊重し、部落差別をはじめ、女性、高齢者、障害者に対する差別その他あらゆる差別や人権侵害をなくすため市の推進する施策に協力するよう努めなければならない。

2 事業者は、第1条の目的の達成に向け、職場での研修及び啓発活動を行うよう努めるものとする。

(差別行為等の禁止)

第5条 市民等は、部落差別をはじめ、女性、高齢者、障害者に対する差別その他あらゆる差別や人権侵害の行為及び差別事件、事象の発生を助長する行為をしてはならない。

(教育及び啓発活動)

第6条 市は、市民等の人権意識の高揚を図るため、部落差別をはじめ、女性、高齢者、障害者に対する差別その他あらゆる差別や人権侵害を許さない世論の形成や人権尊重の社会的環境の醸成に努め、関係機関と協力し、充実した人権教育を推進するとともに、あらゆる機会を捉えて啓発活動を行うものとする。

(推進体制の充実)

第7条 市は、第3条の施策を推進するため、国及び県をはじめ関係機関と連携を図り、推進体制の充実に努めるものとする。

2 前項の規定による施策の策定及び推進に当たり、必要に応じ、実態調査及び意識調査を行うものとする。

(相談体制の充実)

第8条 市は、国及び県との適切な役割分担を踏まえ、部落差別をはじめ、女性、高齢者、障害者に対する差別その他あらゆる差別や人権侵害に関する相談に的確に応じるため、必要な相談体制の充実に努めるものとする。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成31年3月11日条例第3号)

この条例は、平成31年4月1日から施行する。